

入管法改正法案の成立に強く抗議する会長声明

本年6月9日、出入国管理及び難民認定法の改正法案が参議院で可決され、改正法が成立した（以下、「本改正法」という。）。

本改正法の成立過程においては、日本弁護士連合会や各地の弁護士会、人権擁護団体、外国人の支援団体、報道機関、研究者等から、問題点の指摘や反対の意見表明が相次いでいた。法案に反対する市民によるデモ活動が国内各地で繰り広げられ、また国会前での抗議活動も繰り返し行われた。国連人権理事会によって指名された特別報告者らは、本年4月、日本政府に対し、「国内法制を国際人権法の下での日本の義務に沿うものにするため、改正法案を徹底的に見直す」ことを求める共同書簡を送付した。当会も、法案の問題点やあるべき改正の方向性について、これまで繰り返し意見を述べてきた（2020年8月5日、2021年4月26日、2022年6月21日、2023年2月21日付会長声明）。

さらに、入管当局は、申請者には難民はほとんどいないという特定の難民審査参与員の過去の衆院法務委員会における発言を本改正法の立法事実としていたが、国会審議の過程において、かかる発言を行った難民審査参与員に難民審査の件数が過度に集中している実態が明らかになった。1件の難民審査に充てられているであろう時間が余りに少ないことから、適切な難民審査がなされていないのではないかとという重大な疑いが生じ、その結果、上記立法事実が大きく揺らぐ事態へと至った。

以上のような経過があつたにもかかわらず、立法事実を見直すこともなく、国会において慎重な審議を放棄して採決を強行し、多数決で押し切って本改正法を成立させたことは誠に遺憾であり、当会は本改正法の成立に強く抗議する。

入管収容問題の解決に向けて最優先で求められるべきは、収容等の判断への司法審査の導入、収容期限の上限の設定、収容に関する判断基準の厳格化・明確化及び個々の判断の透明化、国際的水準に沿った難民認定制度の運用等である。これらはいずれも本改正法において無視されているものであるが、こうした問題の核心から目をそらし続ける態度が変わらなければ、我が国の人権基準は未来永劫国際的な人権基準に到達し得ないのであり、政府はこのことに危機感を持たなければならない。

当会は、入管法が国際的な人権基準を満たしたものとなるよう、今後も本来のあるべき「改正」を目指して本改正法の撤廃や更なる抜本的改正を求めるなど、外国人の人権擁護の取組みに全力を尽くす所存である。

2023年（令和5年）8月21日

千葉県弁護士会

会 長 菊 地 秀 樹